

中津市中小企業振興基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 1 1 条)

第 2 章 中小企業の振興に関する基本的施策

第 1 節 中小企業の振興に関する基本方針(第 1 2 条)

第 2 節 中小企業の振興に関する施策(第 1 3 条—第 1 8 条)

第 3 章 施策を推進するための措置(第 1 9 条—第 2 1 条)

第 4 章 雑則(第 2 2 条)

附 則

中津市は、かつて黒田官兵衛の中津城造営により産声を上げた城下町であり、商都として栄えた。その後、明治、大正期には繊維工業のまちとして発展したが、高度成長期に入る昭和 30 年代から繊維工業が衰退し、その後は素材型から加工組立型へと産業構造が転換し、窯業、自動車関連企業、I C 関連企業の集積が進むとともに、サービス業等も拡大してきた。そして、平成 16 年に自動車メーカーが操業を開始して以降、さらに自動車関連企業をはじめ多くの企業の進出や増設が続いている。

市内の中小企業は、石油ショックや世界金融危機が起きた戦後復興期から現代にかけての激動の時代を、的確な判断力と不屈の精神で乗り越え、事業活動を通じて市の経済を支えてきた。

事業所数で市内の 9 割以上を占める中小企業は、産業振興や雇用確保のみならず、消費機会の提供や税収の増加をもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉の向上という好循環を生み出すなど、魅力と活力あるまちづくりの担い手として、なくてはならない存在となっている。

しかしながら、中小企業の大半は従業員 20 人以下の小規模事業者であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えている。さらには、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢社会の進行による人口減少及び労働力の低下、雇用のミスマッチによる離職、高度な技術力の不足、後継者の不足等により、中小企業を取り巻く環境

は厳しさを増している。

こうした状況の中、市の経済が今後とも成長発展していくためには、中小企業自らが積極的に事業活動を展開していくことが重要となるとともに、市、市民及び中小企業支援団体その他の関係機関は、中小企業が地域の雇用、経済、市民生活や地域社会を支える必要不可欠な存在であることを理解し、一体となって中小企業の活力の向上と小規模事業者の持続的な発展に協力していく必要がある。

このような認識に立ち、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」中津市を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市等の責務、施策の基本となる方針等を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 次の各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

イ アに規定する中小企業者の事業の共同化のための組織

(2) 小規模事業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。

(3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体をいう。

(4) 中小企業関係団体 中小企業の振興を目的とする団体をいう。

(5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

(6) 大企業 第1号に規定する中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限

る。)のうち、市内に事務所等を有するものをいう。

(7) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校で、市内に存するものをいう。

(8) 大学 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校で、県内に存するものをいう。

(9) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

(1) 中小企業自らの創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力が促進されること。

(2) 自然環境、地域産品、人材、技術、産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して地域内経済の循環の促進が図られること。

(3) 事業の持続的な発展に向け、特に小規模事業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進すること。

(4) 市、中小企業支援団体、中小企業関係団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校等及び大学が中小企業とともに相互に連携して推進すること。

(中小企業の自助努力)

第4条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成に努めるものとする。

2 中小企業(第2条第1号アに該当する中小企業に限る。)は、事業の共同化を図るとともに、組合等を組織し加入する等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、県、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務及び関係団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が本市経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。

3 中小企業関係団体は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫による取り組みについて、それぞれの立場から積極的協力及び支援を行うよう努めるものとする。

4 中小企業関係団体は、市その他の関係機関が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

5 中小企業支援団体及び中小企業関係団体は、必要と認めるときは、自主的に中小企業振興円卓会議を設置し、中小企業の振興のため、市その他の関係機関と相互に連携し、協力を図るものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業が果たす役割の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力をするよう努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の役割)

第9条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業（第2条第1号イに該当する中小企業に限る。）及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力する等、地域の発展及び活性化に努めるものとする。

(学校等及び大学の役割)

第10条 学校等は、中小企業、中小企業支援団体、中小企業関係団体等と積極的に連携し、総合的な学習の時間等を利用した社会見学、職場体験活動等の実践により、キャリア教育（次世代を担う若者たちが望ましい勤労観や職業観を育み、自立できる能力をつけることを目的とする教育をいう。以下同じ。）を推進し、地域の次世代を担う人材の育成等に協力するよう努めるものとする。

2 大学は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品及び製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

第1節 中小企業の振興に関する基本方針

(基本方針)

第12条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、県等と連携して必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の強化を図ること
- (2) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること
- (3) 創業を促進すること
- (4) 人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進すること
- (5) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること
- (6) 小規模事業者の事業の持続的な発展を図ること

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の強化)

第13条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実

- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化
(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第14条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進
(創業の促進)

第15条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援
(人材の確保及び育成並びに働き方改革の促進)

第16条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方改革を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能の継承の促進並びに後継者の育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 若年者、女性、高齢者、障害者及び外国人労働者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進及び勤労者福祉の充実の支援

(6) 下請取引の適正化

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第17条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
 - (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
 - (3) 地域商店活用の促進
 - (4) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大
- (小規模事業者の事業の持続的な発展)

第18条 市は、特に小規模事業者の事業の持続的な発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 小規模事業者の生産性向上の支援
- (2) 小規模事業者の円滑な事業承継及び人材確保の支援

第3章 施策を推進するための措置

(意見の聴取)

第19条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

第20条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 市は、前項の計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

3 前項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第21条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。